山梨県選挙管理委員会告示第五十五号

令和八年十一月十五日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和八年十一月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長　秋山　洋

制限額　五百二十九万千二百円